

令和6年度 著作権事務担当者講習会

「著作権制度の概要について」



文化庁著作権課

本日の内容

- ① 著作権法の“**基本的な考え方**”
- ② 著作権の“**性質**”と“**内容**”
- ③ 著作隣接権とは
- ④ “**著作権者の了解を得ずに利用できる**”場合
- ⑤ 【実践編】実務を行う際の“**留意点**”
- ⑥ 【自治体向け】FAQ

- ① 著作権法の“**基本的な考え方**”
- ② 著作権の“**性質**”と“**内容**”
- ③ 著作隣接権とは
- ④ “著作権者の了解を得ずに利用できる”場合
- ⑤ 【実践編】実務を行う際の“**留意点**”
- ⑥ 【自治体向け】FAQ

著作権って何??

プロフェッショナルな作品のみ?

私の書いた日記や
手紙は?

幼稚園児が描いた絵は?

スマートフォンで撮影
した写真は??

小説



音楽



美術



写真



映画 など



著作物

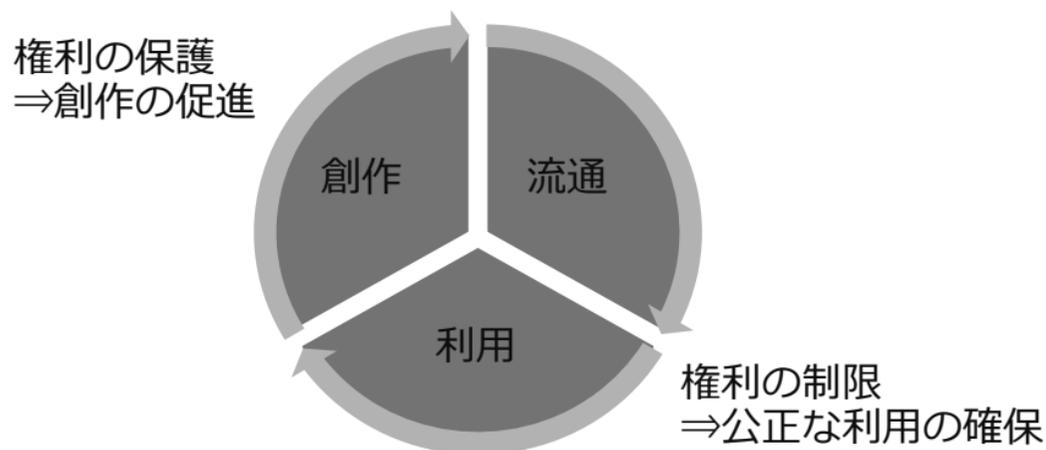
著作者（著作物を創作する者）の権利 = 著作権

- 著作権法は、著作物等の「公正な利用に留意」しつつ、「著作者等の権利の保護」を図ることで、**新たな創作活動を促し、「文化の発展に寄与すること」を目的**としています。

目的（第1条）

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の**公正な利用**に留意しつつ、著作者等の**権利の保護**を図り、もつて**文化の発展に寄与**することを目的とする。

- そのため、著作権法では「**著作者等の権利・利益を保護すること**」と、「**著作物を円滑に利用できること**」のバランスをとることが**重要**と考えられており、各種の規定も、このような考え方に基づいて制度設計されています。



「著作物」とはなにか

● 著作物の定義

単なる事実やデータ等は除かれる。

例) 富士山の高さ : 3,776m

他人の模倣、ありふれた表現は除かれる。

例) 絵画の模写

アイデア等は除かれる。

例) 頭の中で考えているアイデア・思想

定義 (第2条第1項第1号)

一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであって、
文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

工業製品等は除かれる。

例) 自動車のデザイン

※高度な芸術性は必要なく、必ずしも紙などに記載・記録されている必要もない。(即興の歌や講演も著作物に該当)

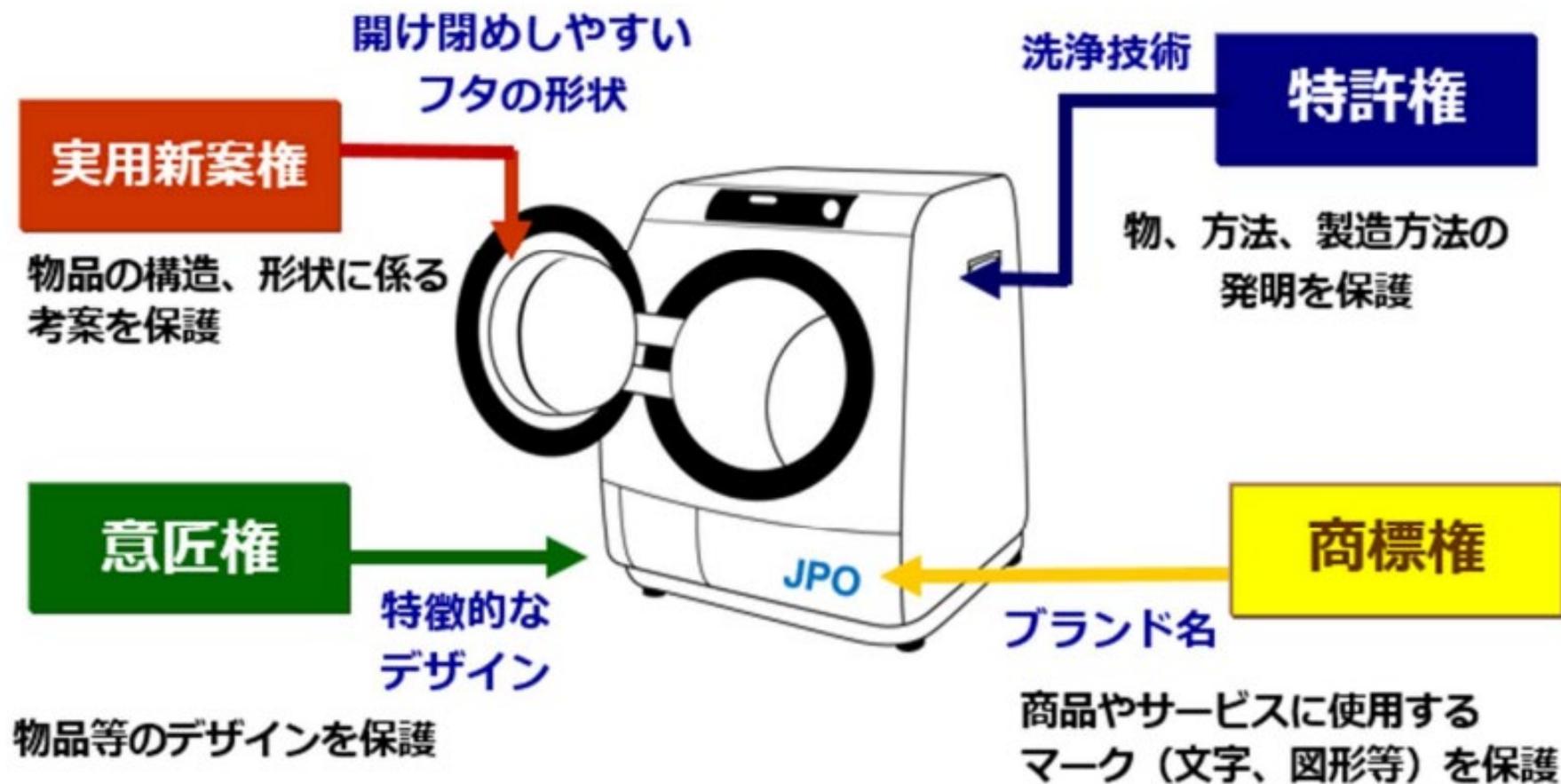
次の著作物は、著作権が及ばない。

- (イ) 憲法その他の法令 (地方公共団体の条例、規則を含む)
- (ロ) 国や地方公共団体又は独立行政法人・地方独立行政法人の告示、訓令、通達など
- (ハ) 裁判所の判決、決定、命令など
- (ニ) (イ)から(ハ)の翻訳物や編集物 (国、地方公共団体又は独立行政法人・地方独立行政法人が作成するもの)

- 「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」については具体的な例示があります。

言語の著作物	講演、論文、レポート、作文、小説、脚本、詩歌、俳句など
音楽の著作物	楽曲、楽曲を伴う歌詞など
舞踊、無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンス、舞踏、パントマイムの振り付け
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、マンガ、書、舞台装置、茶碗、壺、刀剣等の美術工芸品
建築の著作物	芸術的な建築物
地図、図形の著作物	地図、学術的な図面、図表、設計図、立体模型、地球儀など
映画の著作物	劇場用映画、アニメ、ビデオ、ゲームソフトの映像部分などの「録画されている動く影像」
写真の著作物	肖像写真、風景写真、記録写真など
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム

(参考) 産業財産権



出典：特許庁「2023年度知的財産権制度入門」p.11

だれが「著作者」となるのか

- 著作物を創作する者を「**著作者**」といいます。
- 著作物の創作を他人や他社に委託（発注）した場合、料金を支払ったか等にかかわらず、**実際に著作物を創作した「受注者側」が著作者**となります。
- なお、法人等の社員・職員等が作成した著作物について、以下の要件をすべて満たしたときは、作成した個人ではなく法人等が著作者となります。

職務著作（法人著作）

- 【要件】
- a. その著作物をつくる「企画」を立てるのが法人その他の「使用者」であること
 - b. 法人等の「業務に従事する者」が創作すること
 - c. 「職務上」の行為として創作されること
 - d. 「公表」する場合に「法人等の著作名義」で公表されるものであること
 - e. 「契約や就業規則」に「職員を著作者とする」という定めがないこと

- ① 著作権法の“基本的な考え方”
- ② 著作権の“性質”と“内容”
- ③ 著作隣接権とは
- ④ “著作権者の了解を得ずに利用できる”場合
- ⑤ 【実践編】実務を行う際の“留意点”
- ⑥ 【自治体向け】FAQ

「著作権」とはどのような権利か①

- 著作物を創作した時点で、著作者は何ら手続を取らなくても、自動的に著作者の権利（「著作者人格権」及び「著作権（財産権）」）を取得し、「著作権者」となります。
- 著作者人格権は譲渡ができません。財産権である著作権は譲渡することができ、権利を譲渡された者は「著作権者」となります。

	権利の概要	権利の移転等
著作者人格権	著作者の「 人格的利益 」 （精神的に「 傷つけられない 」 こと）を守る権利	著作者に専属する権利であるため、 譲渡はできない
著作権（財産権）	著作者の「 財産的利益 」 （経済的に「 損をしない 」こと） を守る権利	土地の所有権などと同様、 利用の許諾や譲渡、相続することが可能

「著作権」とはどのような権利か②

- 著作権は、**著作物の利用形態ごとに権利**（＝「支分権」）が定められていることから、「権利の束」と言われることもあります。
- これらは**他者に無断で〇〇されない権利**であり、**著作者が専有する権利**です。



著作者人格権

- **公表権**

著作物を公表するかどうか、公表の方法、公表のタイミングを決定できる権利

- **氏名表示権**

著作物の公表の際に実名を表示するのか、
変名（ペンネーム等）を表示するのか、
無名とするのかを決定できる権利

- **同一性保持権**

著作物、題号を意に反して勝手に改変されない権利



著作者

著作権（財産権）

【コピーに関する権利】

●複製権

無断で著作物を複製されない権利

第2条

15 複製 印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。

イ～ロ 略

複製の例

コピーやダウンロード



写真撮影



模写



録音



※可視的な複製（印刷、複写等）のほか、不可視的な複製（録音物・録画物）も含む

【無形的利用に関する権利】

● 上演権及び演奏権

無断で、著作物を公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として上演、演奏されない権利

● 上映権

無断で、著作物を公に上映されない権利

● 公衆送信権等

無断で、著作物を公衆に送信されない権利

無断で、公衆送信される著作物を受信装置を用いて公に伝達されない権利

● 口述権

無断で、言語の著作物を公に口述されない権利

● 展示権

無断で、美術又は未発行の写真の著作物（いずれも原作品に限る）を公に展示されない権利

※公衆 ⇒ 特定かつ多数の者を含む。

公衆送信の例

放送、有線放送



公衆に対してEメールで送信



ホームページに掲載

クラウドサービスにアップロードして共有



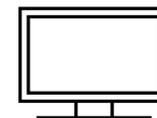
※同一構内の送信は除く。

公の伝達の例

放送番組を公衆に伝達する行為



公衆送信



公の伝達

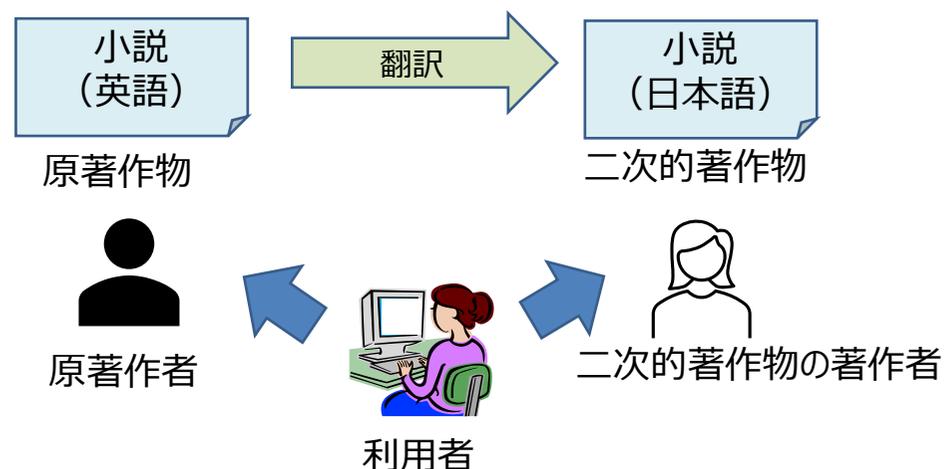


【流通利用に関する権利】

- **譲渡権** ※映画の著作物を除く
著作物をその原作品又は複製物の譲渡により、無断で公衆に提供されない権利
※ただし、一旦、適法に譲渡された後は、権利が及ばない
- **貸与権** ※映画の著作物を除く
著作物をその複製物の貸与により、無断で公衆に提供されない権利
- **頒布権**
映画の著作物をその複製物により、無断で頒布（譲渡、貸与）されない権利

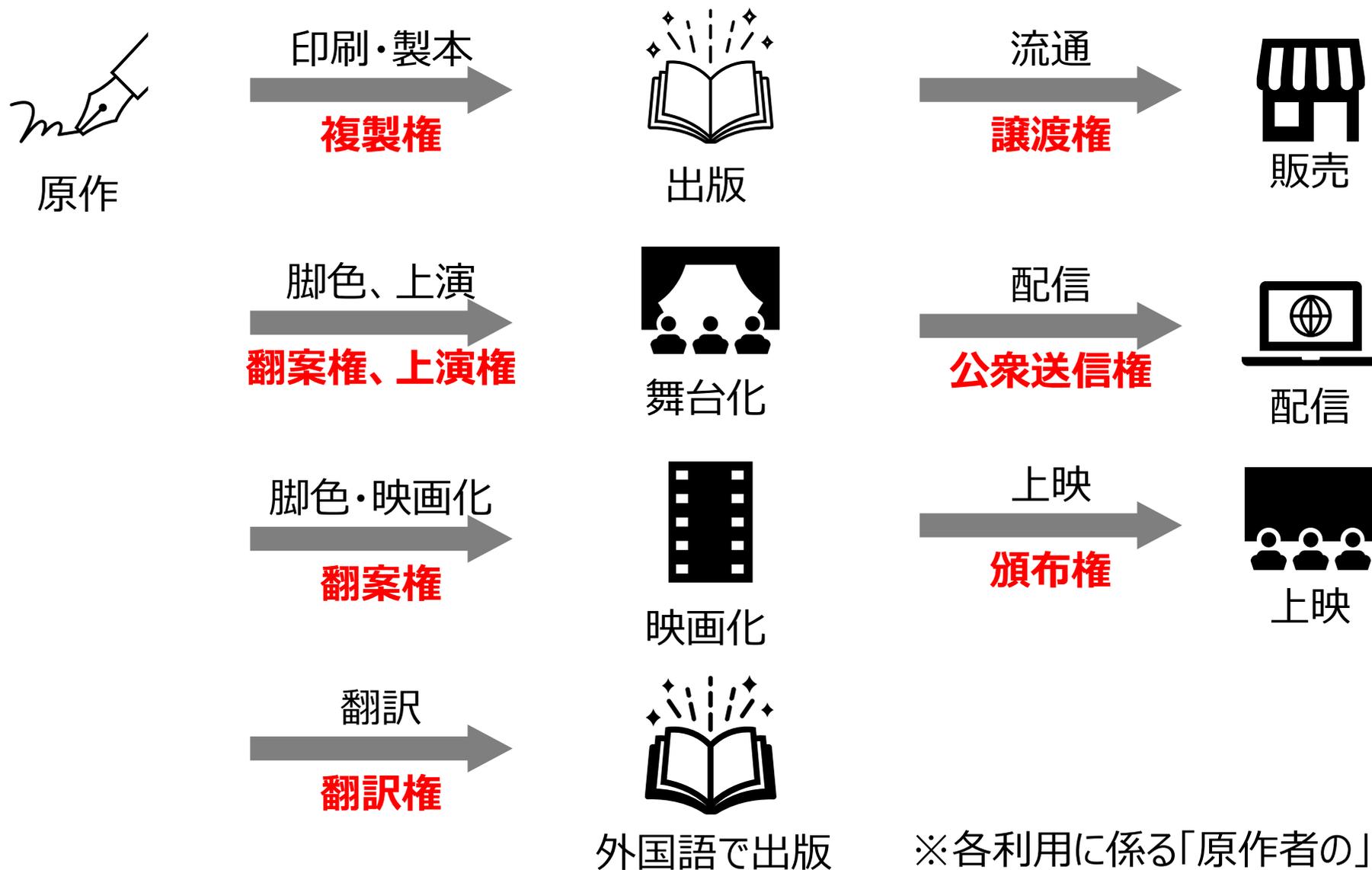
【二次創作に関する権利】

- **翻訳権、翻案権等**
無断で、著作物を翻訳・編曲・変形又は翻案されない権利
- **二次的著作物の利用に関する原著作者の権利**
二次的著作物の利用の際、原著作者も二次的著作物の著作者と同じ権利を有する



利用形態による権利の違い

- どのような利用をすると、どのような権利が働くのでしょうか？



著作権が「侵害」された場合

- 自分の著作物が無断でコピー・販売されたり、インターネットで送信されたりした場合など、「著作権者の権利」や「著作隣接権」が侵害された場合には、**民事の対抗措置として侵害者に対し差止請求や損害賠償請求を行うことができます。**

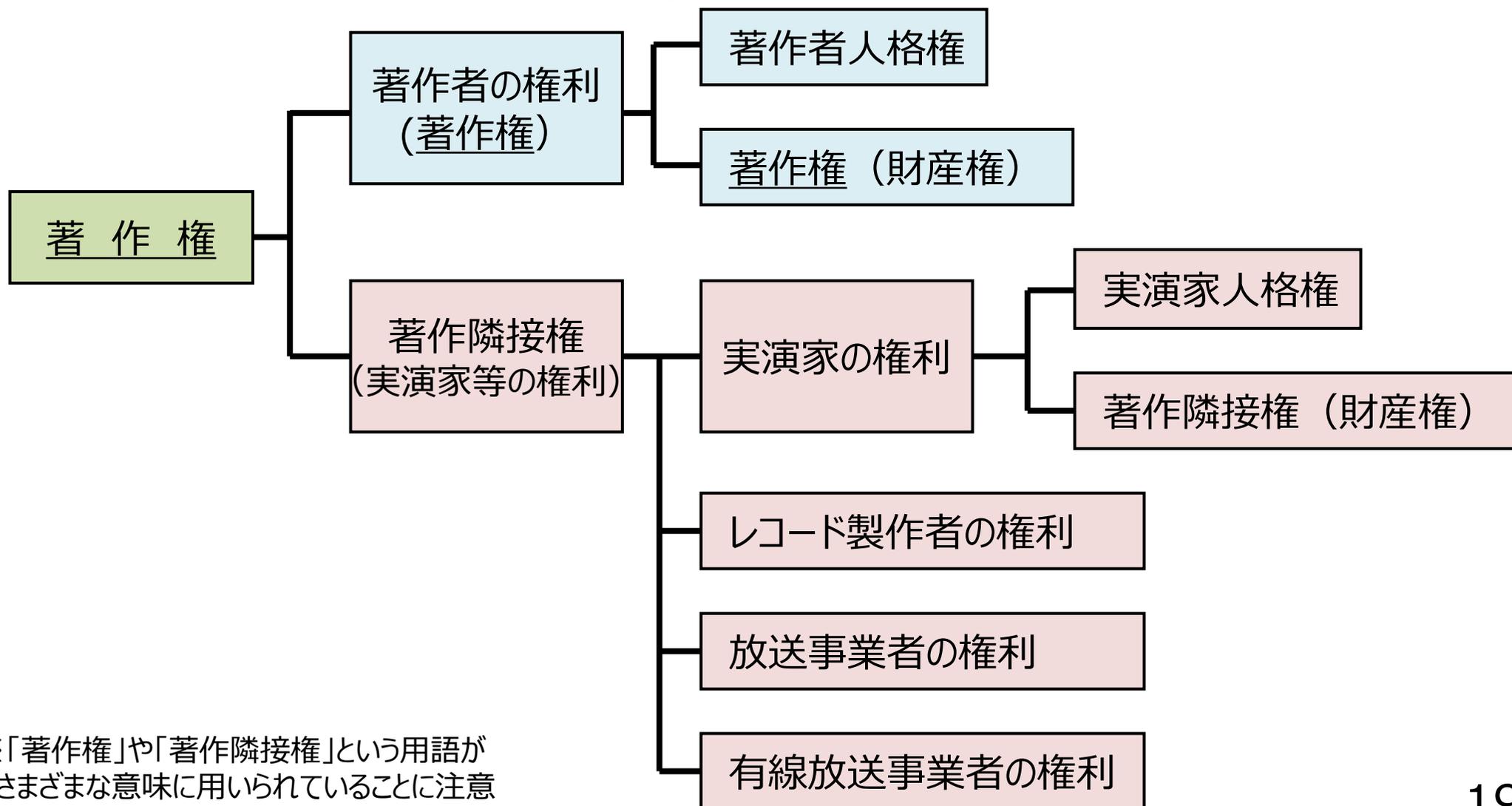
差止請求	「侵害行為の停止」や、侵害のおそれがある場合には「予防措置」を求めることができます
損害賠償請求 (民法)	侵害に伴う損害を賠償するよう請求することができます
不当利得返還請求 (民法)	侵害者が侵害行為によって不当に受けた利益について、返還を請求することができます
名誉回復等措置請求	「謝罪広告の掲載」など、著作者等としての「名誉・声望を回復するための措置」を請求することができます

- また、著作権侵害行為は、**刑事罰の対象ともなります。**
⇒10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はその併科（法人は3億円以下の罰金）
ただし、著作権侵害罪は、原則として権利者による告訴が必要な「**親告罪**」とされています。

- ① 著作権法の“基本的な考え方”
- ② 著作権の“性質”と“内容”
- ③ 著作隣接権とは
- ④ “著作権者の了解を得ずに利用できる”場合
- ⑤ 【実践編】実務を行う際の“留意点”
- ⑥ 【自治体向け】FAQ

「著作権隣接権」とはなにか

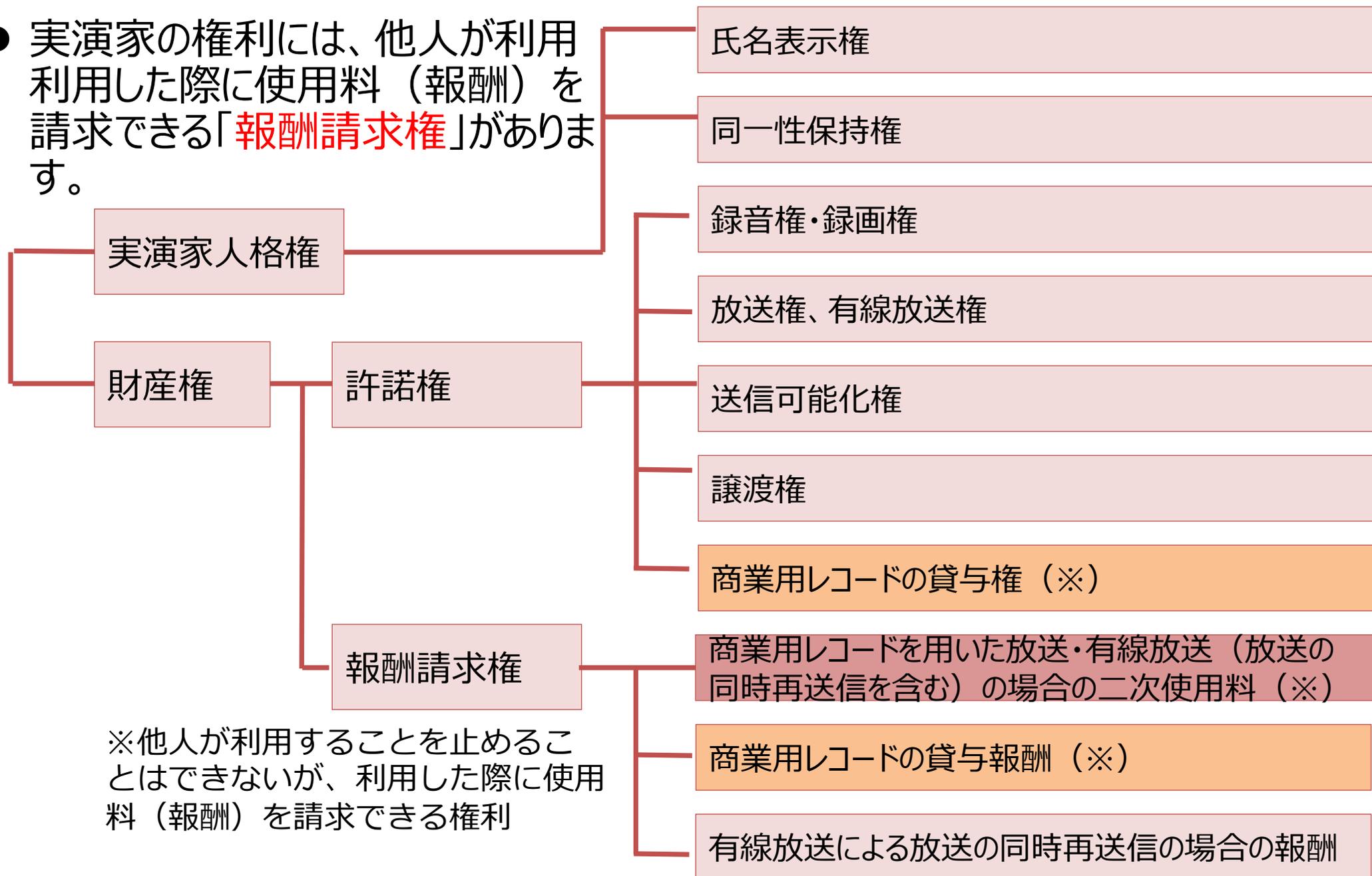
- 著作物は広く伝達されて享受されることにより社会的な意味を有します。
- その意味で、**伝達行為**も著作物の創作活動と同様に文化の発展に寄与する重要な行為として、「**著作権隣接権**」が定められています。



※「著作権」や「著作権隣接権」という用語がさまざまな意味に用いられていることに注意

実演家の権利とは

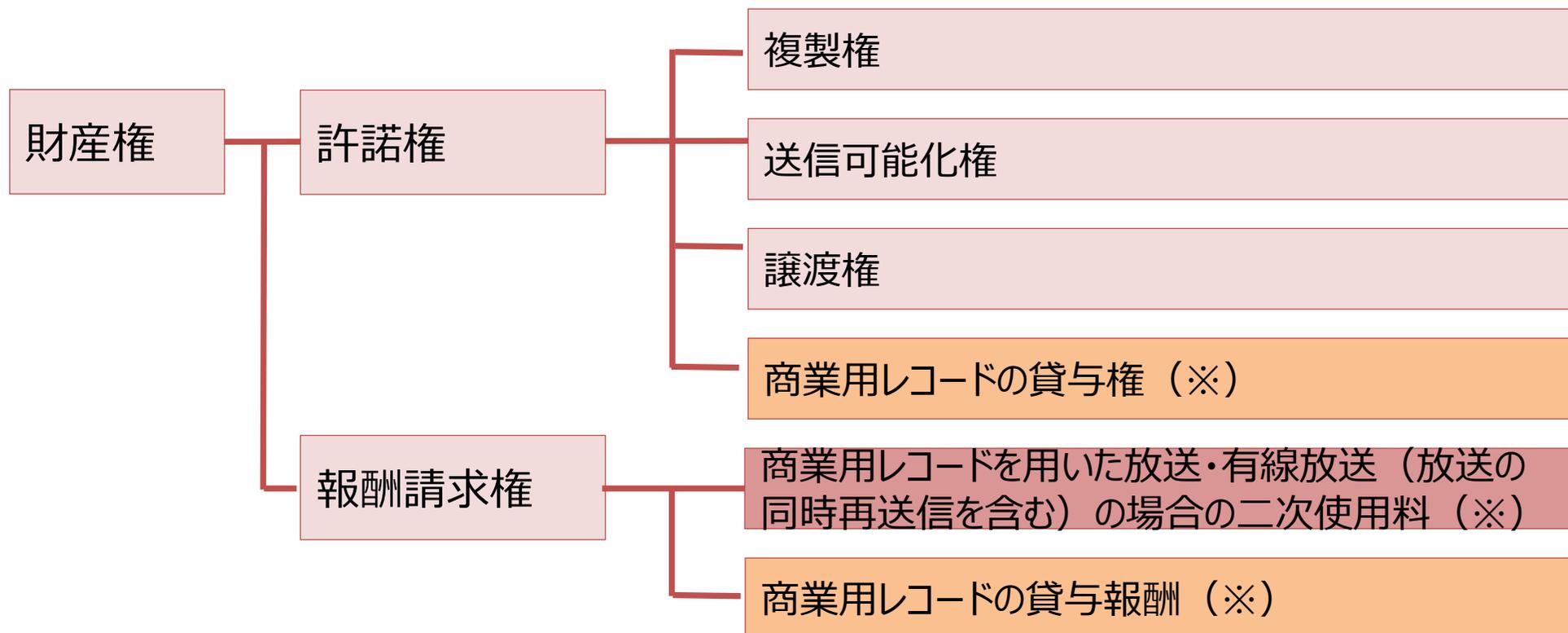
- 実演家の権利には、他人が利用
利用した際に使用料（報酬）を
請求できる「報酬請求権」がありま
す。



※他人が利用することを止めるこ
とはできないが、利用した際に使用
料（報酬）を請求できる権利

レコード製作者の権利とは

- レコード製作者の権利には、人格権がなく、財産権のみあります。



- ① 著作権法の“基本的な考え方”
- ② 著作権の“性質”と“内容”
- ③ 著作隣接権とは
- ④ “著作権者の了解を得ずに利用できる”場合
- ⑤ 【実践編】実務を行う際の“留意点”
- ⑥ 【自治体向け】FAQ

- 著作権は「他者に無断で〇〇されない権利」であるところ、他人の著作物等を利用したいときは、**著作権者の了解を得ることが原則**です。
- この原則の例外として、著作権法では、一定の場合には著作権者の了解を得ずに著作物等を利用できる規定が置かれています。
- この例外規定は、著作者の「財産権（著作権）」を制限することで公正な利用を確保するという趣旨から「**権利制限規定**」と呼ばれています。

権利制限規定の一覧①

- 権利制限規定には以下のようなものがあります。

私的使用等	私的使用のための複製（第30条）
	付随対象著作物の利用等（第30条の2）
	検討の過程における利用（第30条の3）
	著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（第30条の4）
引用・転載	引用（第32条第1項）
	行政の広報資料、報告書等の新聞、雑誌等刊行物への転載（第32条第2項）
	新聞等に掲載発行された時事問題に関する論説の転載等（第39条）
	公開して行われた政治上の演説、裁判手続における公開の陳述の利用（第40条第1項）
教育	学校その他の教育機関における複製・公衆送信等（第35条）
	検定教科書、デジタル教科書等への掲載（第33条、33条の2）
	拡大教科書等の作成のための複製（第33条の3）
	学校教育番組の放送やそのための複製（第34条）
	試験問題としての複製・公衆送信（第36条）
図書館等	図書館等における複製等（第31条第1項）
	国立国会図書館の所蔵資料の電子化（第31条第2項）
	国立国会図書館からの図書館資料の自動公衆送信・複製（第31条第3項・第4項）
	国立国会図書館によるインターネット資料・オンライン資料の収集・提供のための複製（第43条）

権利制限規定の一覧②

美術品・写真・ 建築	美術品・写真のオリジナル（原作品）の所有者等による公の展示（第45条）
	屋外に恒常的に設置された美術品、建築の著作物の利用（第46条）
	美術品・写真(原作品)を展示する者による解説・紹介用小冊子等への掲載（第47条）
	インターネット販売等での美術品等の画像掲載（第47条の2）
障害者福祉	点訳のための複製（第37条第1項）
	点訳データの蓄積・送信（第37条第2項）
	視覚障害者等向けの「録音図書」等の製作(第37条第3項)
	聴覚障害者等向けの「字幕」の作成等（第37条の2）
報道等	時事の事件の報道のための利用（第41条）
	国等の機関での公開演説等の報道のための利用（第40条第2項）
	情報公開法等に基づく開示等のための利用（第42条の2）
	公文書管理法等に基づく保存・利用のための利用（第42条の3）

権利制限規定の一覧③

立法・司法・行政	裁判手続や行政審判手続のための複製等（第41条の2）
	立法・行政目的のための内部資料としての複製等（第42条）
	特許、薬事に関する審査等に関する行政手続のための複製等（第42条の2）
非営利・無料の場合等	上演、演奏、上映、口述（第38条第1項）
	本などの貸与（第38条第4項）
	ビデオなどの貸与（第38条第5項）
	放送番組等の伝達（第38条第3項）
	放送番組の有線放送等（第38条第2項）
コンピュータ・ネットワーク	プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等（第47条の3）
	電子計算機における著作物の利用に付随する利用等（第47条の4）
	電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等（第47条の5）
放送局等	放送事業者等による一時的固定（録音・録画）（第44条）

権利制限規定①私的使用のための複製

- 「自分で読むために借りてきた本をコピーする」「レンタルCDをコピーする」「家族でテレビ番組を後で見るために録画する」など、家庭内など**限られた範囲内で使用することを目的として、使用する本人が複製することが該当します。**

【条件】 ① **個人的に又は家庭内など、限られた範囲での使用を目的とすること**
⇒ 仕事での利用は×

② **使用する本人が複製すること**
⇒ 業者が行うことは×（自炊代行業者等）

③ **以下の利用に該当しないこと**

- ・ 誰でも使える状態で設置してあるダビング機など（当分の間、コンビニ等のコピー機など「文献複写」のみに用いるものは除外）を用いて複製すること
- ・ コピーガードを解除して（又は解除されていることを知りつつ）複製すること
- ・ 著作権を侵害したインターネット配信と知りつつ、音楽や映像をダウンロードすること
- ・ 著作権を侵害したインターネット配信と知りつつ、音楽や映像以外の著作物（漫画、書籍、論文、コンピュータ・プログラム等）をダウンロードすること（軽微なもののダウンロード等、一定の利用は除かれています）

※翻訳、編曲、変形または翻案も可

- 報道、批評、研究等の目的で、**他人の著作物を「引用」して利用する場合**の例外です。例えば、報道の材料として他人の著作物の一部を利用したり、自説の補強や他人の考え方を論評するために他人の著作物の一部を利用するような行為が該当します。

- 【条件】
- ① **公表された著作物であること**
⇒ 未公表の著作物は×
 - ② **公正な慣行に合致すること**
⇒ 引用の「**必然性**」があること
⇒ 引用する部分が「**明確に区別**」されること
 - ③ **引用の目的上「正当な範囲内」であること**
⇒ 自分の著作物と他人の著作物との間に妥当な「**主従関係**」があること
⇒ 引用する分量が必要最小限度の範囲内であること
 - ④ **「出所の明示」が必要**（複製以外はその慣行があるとき）

※「翻訳」して引用することも可

近年の判例では、これらの判断基準によらず、引用する目的、引用の方法・態様、著作権者に及ぼす影響の程度等を総合的に考慮した上で判断しているものもあります。

- 「学芸会で演奏をする」「公民館で上映会を行う」「喫茶店に置いてあるテレビなどの受信機を用いて放送番組等を店内に流す」「図書館等で本などを貸し出す」など、「**非営利・無料**」で著作物を「上演」「演奏」「上映」「口述」すること、放送番組を「同時再送信等」すること、本・CD・ビデオ等を「貸与」する場合の例外です。

- 【条件】
- ① **「上演」「演奏」「上映」「口述」「貸与」「同時再送信等」のいずれかであること**
⇒ 「複製」「公衆送信」「譲渡」は×
 - ② **営利を目的としていないこと**
⇒ 企業が商品の宣伝目的で行うイベントや、飲食店が客へのサービスとして音楽を流す場合などは、それ自体は無料であっても営利目的と評価される可能性あり
 - ③ **聴衆・観衆・貸与を受ける者から料金等を受けないこと**
⇒ 著作物を提供・提示する対価（名目は問わない）を受けないこと
⇒ 飲み物代などの名目であっても、料金に著作物の提供・提示の対価が含まれる場合は×
 - ④ **出演者等に報酬が支払われないこと**
⇒ 報酬の名目は問わない（出演料・祝儀・その他）
⇒ 交通費・弁当代の実費支給は○

※複数の条文にわたるため、主なものとして例示

- 「国会・議会・官公庁（国・地方公共団体）において、法案審議や予算審議等のほか所掌事務を遂行するために「内部資料」として必要なコピーをしたり、部局内のクラウド保存や部局内にメール送信をしたりする場合の例外です。
- 著作権法の令和5年改正により、それ以前は複製のみ可であったところ、公衆送信等が可能になりました。（令和6年1月1日施行）
- なお、単に職務参考用として新聞記事や書籍等をコピーしたりクラウド保存することは該当しません。

- 【条件】
- ① 「立法」又は「行政」の目的の「内部資料」として必要な場合であること
⇒ 広報資料としてコピーすることは×
 - ② 「立法」「行政」の目的上必要な限度内であること
 - ③ 著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害さないこと
⇒ クリップサービス等の既存ビジネスを阻害するようなことは×
 - ④ 「出所の明示」が必要

- ① 著作権法の“基本的な考え方”
- ② 著作権の“性質”と“内容”
- ③ 著作隣接権とは
- ④ “著作権者の了解を得ずに利用できる”場合
- ⑤ **【実践編】実務を行う際の“留意点”**
- ⑥ **【自治体向け】FAQ**

- 実務では、「他者の著作物を利用する立場」「自分の著作物を利用させる立場」のどちらにもなり得ます。それぞれの立場において気をつけることは何でしょうか。

他者の著作物を利用する立場

⇒ **他人の著作権を侵害しない**

具体的には・・・

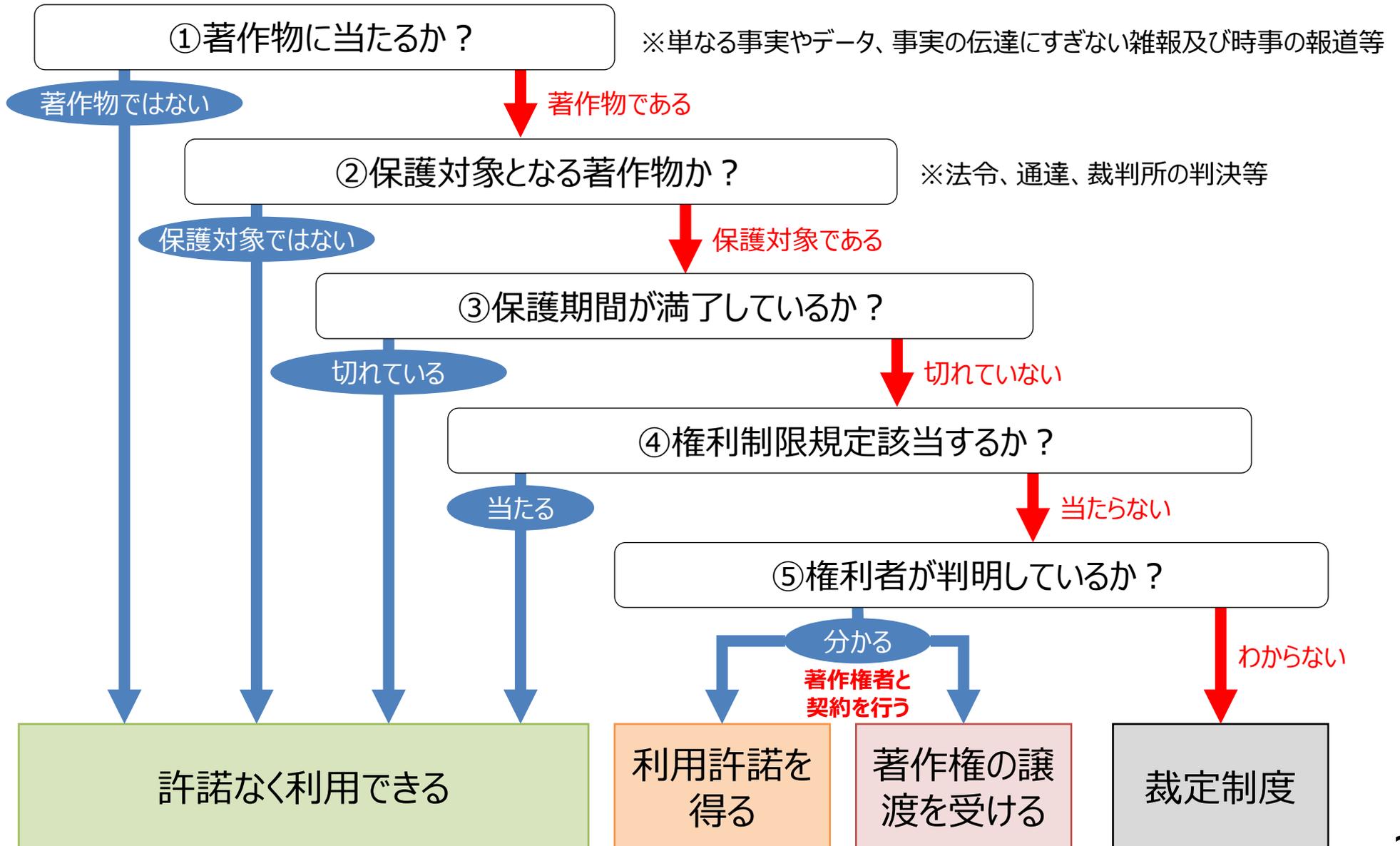
- 権利制限規定の範囲を越えていないかを確認する
- 誰が権利を持っているのか考える
- 著作権者の意思（利用規定等）を確認する
- **利用に応じた許諾を得る**
→どのように利用したいのかを明確に伝える（&対価を支払う）
→**契約書に明確に記す**
- **著作権の譲渡を受ける**

自分の著作物を利用させる立場

⇒ **自分の権利をコントロールする**

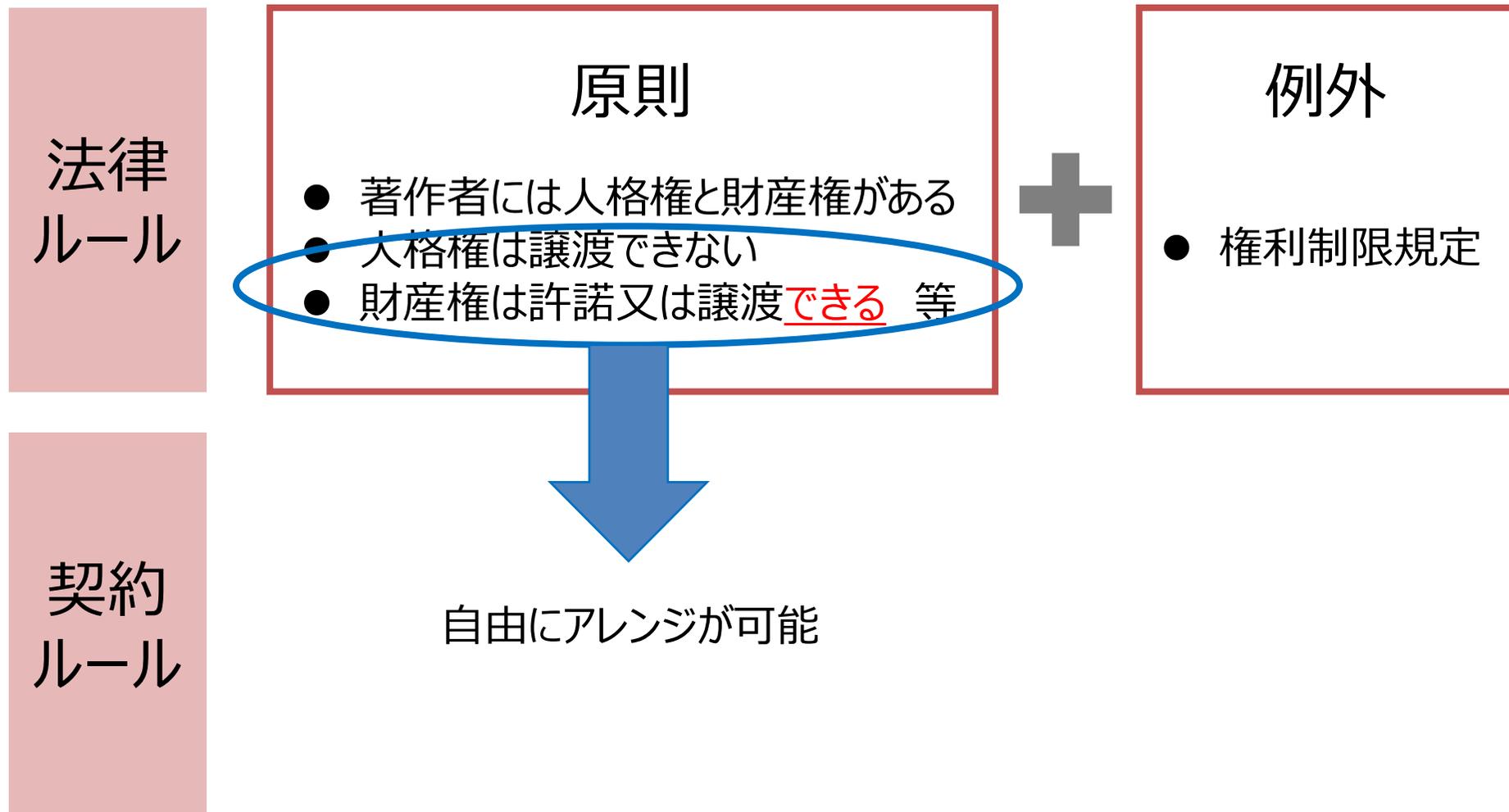
- 権利制限規定を理解する（自分の意思に依らず利用されるケースを理解する）
- 権利について意思表示をする
- 権利を許諾する時は、**利用方法や条件を明確にする**
- 権利を譲渡する時は、**範囲を明確にする**
- 権利の取扱いを**契約書に明確に記す**

- 他者の著作物を利用したいときはこのような順序で考えましょう。



法律のルールと契約のルール

- 著作権の取扱いについては、著作権法の原則と例外を踏まえた上で、原則の範囲内で自由にアレンジすることができます。



権利の取扱いをデザインする

- 権利の取扱いをどのようにするのは、著作物の利用予定や相手の意向等によって異なり、**都度当事者が決定する必要があります**。
- また、著作者の権利を制限する程度に応じた**適切な対価還元**を考えましょう。

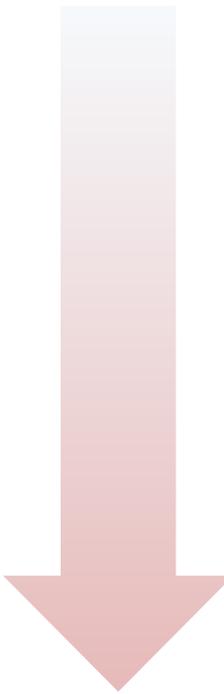
(例)

人格権

- 改変する場合、事前の承諾が必要
- 事前に取り決めた範囲において、著作物の改変を予め承諾する
- クレジットの表記を要しない
- 人格権を行使しない（人格権不行使特約）

財産権

- ○○（例：対象×利用方法×期間×地域）の範囲で利用を許諾する
それ以外の利用については都度協議する
- 独占的に利用を許諾する
- 全ての著作権を譲渡する
- 全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を譲渡する



制限【強】

- 予め「どのような利用を許諾するのか」「どのような利用を禁止するのか」について意思表示をすることもできます。

ご利用について



ご利用規定

当サイトで配布している素材は規約の範囲内であれば、個人、法人、商用、非商用問わず無料でご利用頂けます。「よくあるご質問」に詳しく記載しておりますのでご利用の前に一度ご確認ください。

当サイトのイラストは以下の場合、ご利用をお断りします。

- 公序良俗に反する目的での利用
- 素材のイメージを損なうような攻撃的・差別的・性的・過激な利用
- 反社会的勢力や違法行為に関わる利用
- 素材自体をコンテンツ・商品として再配布・販売
(LINEクリエイターズスタンプ等も含みます)
- その他著作者が不適切と判断した場合

以下の場合、有償にて対応させていただきます。メニューの「お問合せ」からご連絡下さい。

- 素材を21点以上使った商用デザイン (重複はまとめて1点)
- 素材の高解像度データの作成 (高解像度イラストのサンプル)



Canvaとのパートナーシップについて

いらすとやはCanvaと提携し、Canva上でイラスト素材の配信を行なっています。Canva内でご利用いただければ、商用目的でも20点の点数制限はありません。

利用方法など詳細は以下をご確認ください。

[いらすとや x Canva](#)

著作権

当サイトの素材は無料でお使い頂けますが、著作権は放棄しておりません。全ての素材の著作権は私みふねたかしが所有します。

素材は規約の範囲内であれば自由に編集や加工をすることができます。ただし加工の有無、または加工の多少で著作権の譲渡や移動はありません。

その他

当サイト以外に掲載されている私の作品については、無料ではお使い頂けません。

素材を利用することによって発生したトラブルについては一切責任を負いかねます。

全ての規約は予告無く改変する場合があります。予めご了承下さい。

著作者による意思表示例②

- 国際的非営利団体が運用している「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」や文化庁が作成した「自由利用マーク」などがあります。

「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」

	表示	作品のクレジットを表示すること
	非営利	営利目的での利用をしないこと
	改変禁止	元の作品を改変しないこと
	継承	元の作品と同じ組み合わせのCCライセンスで公開すること

画像出典：クリエイティブ・コモンズ・ジャパン ウェブサイト
(<https://creativecommons.jp/>)



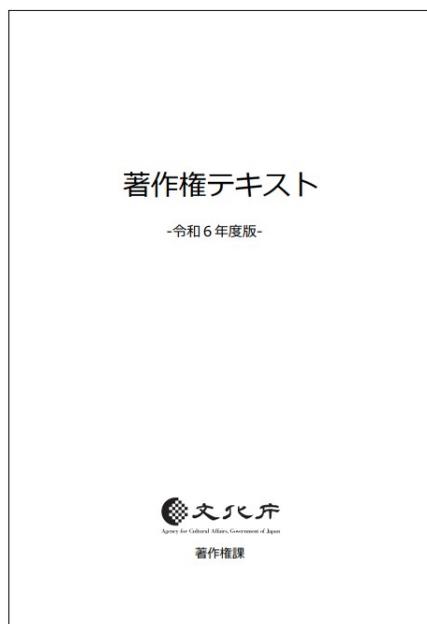
「自由利用マーク」



- 利用許諾の契約に当たっては、利用範囲や条件を明確にする観点から、**想定している利用方法を列挙する**形とするのが、お互いの認識を共有しやすいです。

ひな型例	解説
<p>(権利)</p> <p>第〇条</p> <p>【利用許諾の場合】</p> <p>1 (スタッフ)は(発注者)又は(発注者)が指定する者が、本業務において生じる著作物に関して次に掲げることを行うことを許諾する。</p> <p>(1) 著作物の複製</p> <p>(2) 著作物の次に掲げる上演、演奏、上映及び口述 (ア)〇〇〇における上演(日時:〇〇〇)</p> <p>(3) 著作物の原作品又は複製物の次に掲げる展示 (ア)〇〇〇における展示(日時:〇〇〇)</p> <p>(4) 著作物の次に掲げる放送・有線放送及び放送同時配信等、並びにインターネット上での公衆送信 (ア)放送・有線放送(放送局名:〇〇〇) (イ)放送同時配信等(期間:〇〇〇、配信サイト:〇〇〇) (ウ)インターネット上のホームページへの掲載 (期間:〇〇〇~〇〇〇)</p> <p>(5) 著作物の原作品又は複製物の譲渡、貸与及び頒布</p> <p>(6) 著作物の翻訳、編曲、変形及び翻案</p> <p>(7) 前号により作成された二次的著作物の利用</p> <p>2 前項において許諾された以外の利用については、(発注者)及び(スタッフ)が協議の上、決定するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 各権利の取扱いについて記載します。 ● 創作から生じる著作権は、著作物を無断で利用されない権利(利用してよいかどうかを決定することができる権利)であり、著作者に原始的に帰属するものです。このため、スタッフの著作物の利用方法については、契約段階において発注者とスタッフが協議し、明確にしておく必要があります。 ● 著作物を利用するための契約は、著作者の著作権について、著作者が「利用許諾」をするか「権利譲渡」をするかの二つに大別されます。権利者保護の観点からは各権利が権利者に残る利用許諾とすることが望ましいですが、著作物の利用の円滑化等の観点から、実務上は譲渡とすることもあります。どちらの場合であっても、報酬の設定に当たり、利用許諾や譲渡の対価を十分に考慮する必要があります。 ● 利用許諾の場合は、どの権利をどの範囲で利用することを許諾するのか、明確にする必要があります。その範囲を超えた利用をする場合には、別途利用条件を協議の上、追加報酬を設定することが考えられます。

- 文化庁では著作権についての理解を深めていただけるよう、「著作権テキスト」等の教材をHPに掲載していますので、ご興味があればご覧ください。
- また、契約書における著作権の取り決め方については、「著作権契約書作成支援システム」をご参照ください。



<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/index.html>

<https://pf.bunka.go.jp/chosaku/chosakuken/c-template/>

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/kenshukai/index.html

- ① 著作権法の“基本的な考え方”
- ② 著作権の“性質”と“内容”
- ③ 著作隣接権とは
- ④ “著作権者の了解を得ずに利用できる”場合
- ⑤ 【実践編】実務を行う際の“留意点”
- ⑥ 【自治体向け】FAQ

- 学校の運動会で、市販のCDなどで音楽の著作物を使用したいのですが、著作権の問題はありますか？

⇒ 一般的に、非営利・無料・無報酬であれば、著作権者の了解なしに音楽を演奏することができます(第38条第1項)。

- 自治体作成の著作物について、利用したいとの申し出がありました。利用許諾する場合、口頭でよいのでしょうか。書面を交わした方がよいのでしょうか。

⇒ 国や地方公共団体が公表している著作物については、公表情報についての利用規約が定められていることが多く、規約の範囲内の利用であれば改めて書面で契約を交わす必要性は低いです。一方で、細かい条件がある場合には、争いが生じないよう書面に残すことも検討してください。

- 自治体が主催する参加費無料のイベント・行事において、BGMとして楽曲を流す場合、利用許諾を得る必要がありますか？

⇒ 非営利・無料・無報酬で行う楽曲の演奏については、権利者の許諾なく行うことが可能です。（著作権法第38条第1項）

ただし、例えば物品が販売される会場内での演奏は、来場者の商品購買意欲を促進するといった効果も考えられ、営利性が認められる場合があります。

そのほか、著作権についてわからないことがあれば…

◆公益社団法人著作権情報センター

〒164-0012

東京都中野区本町1-32-2ハーモニータワー22階

著作権テレホンガイド（03-5333-0393）

◆日本行政書士会連合会

日本行政書士会連合会では、著作権相談に対応できる「著作権相談員」を各地域に配置